

## 寒河江市教育委員会訓令第1号

寒河江市教育委員会事務代決及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月22日

寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男

寒河江市教育委員会事務代決及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

寒河江市教育委員会事務代決及び専決に関する規程（平成25年教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「寒河江市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則」を「寒河江市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」に改める。

第4条第2項中「公民館長及び図書館長」を「公民館長」に改める。

第6条第3項及び第4項を削る。

別表第2を次のように改める。

## 別表第2

### 公民館長専決事務

専決事項	事務の内容
使用許可	1 公民館の使用許可 2 備品等の使用許可
年次有給休暇	所属職員
特別休暇の承認	所属職員の夏季休暇
旅行命令及び復命	所属職員の市内出張及び復命
施設等の管理	軽易な施設及び備品の修繕
財務	寒河江市事務代決及び専決に関する規程別表第1(3)財務関係(財産等の項を除く。)中課長共通の欄(入札に係るものを除く。)に係るもの及び別表第2 予算執行及び支出命令等の決裁区分中課長共通の欄(入札に係るものを除く。)に係るもの
その他	所管自動車等の保管及び運行管理

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。